一般国道24号	和歌山県紀の川市池田新字山添463番２から和歌山県岩出市根来字洞尾2277番41まで
一般国道24号	和歌山県橋本市高野口町大野字地蔵尾1955番１から和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字立石224番１まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり解除する。

平成28年３月31日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	京都府南丹市園部町河原町四号26番５から京都府船井郡京丹波町須知四ノ坪７番１まで
一般国道９号	京都府京都市西京区大枝沓掛町15番112から京都府亀岡市篠町野条上又12番１まで

2　解除する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年３月31日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県湖南市菩提寺字南太平2328番１から滋賀県栗東市小野字向手原63番１まで
一般国道24号	奈良県磯城郡川西町大字結崎636番８から奈良県磯城郡田原本町大字十六面170番１まで
一般国道24号	奈良県橿原市新堂町39番１から奈良県御所市大字條90番11まで
一般国道24号	和歌山県紀の川市池田新字山添463番２から和歌山県岩出市根来字洞尾2277番41まで
一般国道24号	和歌山県橋本市高野口町大野字地蔵尾1955番１から和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字立石224番１まで
一般国道171号	兵庫県伊丹市北伊丹９丁目48番から兵庫県伊丹市北伊丹９丁目135番１まで
一般国道176号	兵庫県西宮市名塩３丁目836番１から兵庫県西宮市塩瀬町名塩字土林2198番１まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

3　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局岡山河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年３月31日

中国地方整備局長　丸山　隆英

1　河川の名称　高梁川水系高梁川派川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成28年３月31日

3　廃川敷地等の位置

岡山県倉敷市船穂町柳井原地内

岡山県倉敷市船穂町柳井原字明地24、24―１

岡山県倉敷市船穂町柳井原字上ノ原60―１、60―３

岡山県倉敷市船穂町柳井原字下半地140―１、140―４

岡山県倉敷市船穂町柳井原字竹ノ端205―１、205―３

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　126,610平方メートル

5　河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から３月以内に中国地方整備局長に下付の申請をしなければならない。

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成28年３月31日

四国地方整備局長　石橋　良啓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	高知県吾川郡いの町枝川字向山5838番１から高知県吾川郡いの町字砂森4195番７地先まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年３月31日

四国地方整備局長　石橋　良啓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	高知県吾川郡いの町枝川字向山5838番１から高知県吾川郡いの町字砂森4195番７地先まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。